

# 飼料添加物輸入業者届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 静岡県  
氏 名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

## 記

1 氏名及び住所

2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

3 輸入に係る飼料添加物の種類及び名称

飼料添加物の種類

なお、輸出用(及び試験研究用)の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりである。

輸出用(試験研究用)

飼料添加物の種類	名 称

4 飼料添加物の輸入の開始年月日

年 月 日

5 輸入する飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
		賦形物質等